

令和7年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：R6.12.12）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費の算定方法の改善	重度障害者及び高齢者の福祉増進に要する経費について、特別区における、フレーム対象年度の前々年度予算額に応じた経費設定から、前々年度決算額に応じた経費設定に改める等、算定方法の改善を行う。 (第1回幹事会)	都側提案は、予算額から決算額へ算定方法を見直すものであるが、予算額で算定することにも合理性があると考えている。本事業について、予算額から決算額に見直す必要性について伺う。 (第2回幹事会)	
2	生活扶助費（中国残留邦人等に対する生活支援給付金）の見直し	中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 (第1回幹事会)	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区を除外した結果、対象者ベースでは約14%を除外している。よって、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な水準とは言えないため、妥当ではない。 (第2回幹事会)	
3	結核予防費（一般患者医療費）の見直し	結核予防における一般患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	
4	結核予防費（入院患者医療費）の見直し	結核予防における入院患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	
5	総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止	本経費は、平成12年度から自動車事故見舞金として算定している事項である。改めて実態を確認したところ令和元年度から令和5年度までの5か年における支給実績が3区のみであり、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和7年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	排水場に要する維持管理費の見直し（態容補正）	<p>本態容補正については、排水場の排水能力に応じた3つの維持管理費モデルを設定し、設置数に応じた額を加算するものとなっている。</p> <p>特別区の実態を確認したところ、排水能力と維持管理経費に比例関係がないことが明らかになつたため、3つのモデルを排水能力区分「100m³/分以上」として1つに統合するとともに、実態を踏まえた経費設定に見直す。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>排水場維持管理費について、平成13年度財調協議から見直しが行われておらず、算定と実態に乖離が生じていること、排水能力と維持管理費に比例関係がないことについて確認が取れた。</p> <p>一方で、都案は一部の経費を除外し経費設定を行つており、過少な算定となっていることから妥当とは言えないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	
7	要保護準要保護児童生徒就学援助費の算定方法の改善（単位費用・密度補正）	<p>要保護準要保護児童生徒就学援助費について、特別区における前年度・前々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定から、前々年度・前々々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定に改めるなど、算定方法の改善を行う。</p> <p>なお、本提案は、数値確認における都区双方の事務負担軽減にも寄与するものである。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都案は、密度補正における数値の整合性を図るものであり、各区の数値確認における事務負担の軽減にも寄与するものであることから、都案に沿つて整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	
8	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）の廃止	<p>特別支援学級等運営費（夜間学級運営）について、直近5か年における実績が1区のみであることから、算定を廃止する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本経費は平成12年度財調協議における基準財政需要額算定の改善合理化にて、夜間学級の運営費を加算する態容補正を廃止し、単位費用化されたものであるが、その後の状況に変化があったのか伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1 児童相談所関連経費	<p>区側から質問のあった3点について、お答えする。</p> <p>まず1点目についてであるが、令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意している。</p> <p>この合意文章の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。</p> <p>普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。</p> <p>こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。</p> <p>次に、2点目についてであるが、地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、「「著しく異なることとなる場合」には、制度改革や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。</p> <p>のことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということである。</p> <p>次に、3点目についてであるが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。</p> <p>また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案する。</p> <p>本件に関しては、令和5年度財調協議では、都区の考え方には大きな隔たりがあり、一時協議が中断となつたが、最終的には、協議の中止を長引かせるることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することになった。</p> <p>これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところである。</p> <p>プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もあったが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いする。</p> <p>本件に関しては、昨日の財調協議会における都側からの発言を踏まえ区側の見解を申し上げる。</p> <p>都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することは到底容認できない。</p> <p>(つづきあり)</p>	

1都区間の財源配分に関する事項（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費 (つづき)		<p>都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障したうえで、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうるよう各特別区の財源を保障するものである。</p> <p>配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。</p> <p>役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。</p> <p>自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが前提になければならない。</p> <p>各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。</p> <p>令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。 (つづきあり)</p>	

1都区間の財源配分に関する事項（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費 (つづき)		<p>ここまで踏まえ、財調協議会における都側の発言に対して2点質問する。</p> <p>1点目として、都側から発言があった「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」について、これは普通交付金の算定方法であり、配分割合の決定方法ではないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、需要と収入の差で配分割合を決定するという認識であるならば、その根拠も合わせてお示しいただく。</p> <p>2点目として、都側から発言があった「地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている」について、先ほども申し上げたとおり、区側は、都区制度改革実施大綱に基づき配分割合の変更を提案しており、地方自治法施行令第210条の14の規定は影響がないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、影響があるという場合は、その根拠も合わせてお示しいただく。</p> <p>次に、PTでの議論を踏まえ、1点質問させていただく。</p> <p>区立児童相談所は、政令指定により都から区へ権限が移り、児相設置が義務付けられること、また、関連経費の所要額規模が、配分割合に影響が及ぶ規模となっていることから、大綱に定める配分割合の変更事由である「役割分担の大幅な変更」に該当すると区側は認識している。</p> <p>そこで改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識しているが、都側の見解を伺う。</p> <p style="text-align: center;">(第1回幹事会)</p>	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1 災害対策費（在宅避難）	区案は、決算額の実施区平均から標準区経費を設定しているが、事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	災害対策費（在宅避難）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
2 感震ブレーカー設置助成事業費	感震ブレーカーについては、無償配布や設置費助成、またはその両方を実施する等、区によって事業の実施手法が異なる実態を踏まえると、単に決算額の実施区平均により標準区経費を設定することは妥当ではない。事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
3 参集・安否確認システム維持管理費	区側提案は、他のシステムに参集・安否確認システムの機能が含まれる場合の維持管理費を決算額から一律に除外しており、該当区も多いことから、適切な標準区経費の設定となっているか判断することができない。 また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）	参集・安否確認システム維持管理費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
4 行政手続デジタル推進経費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）	行政手続デジタル推進経費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
5 自治体システム標準化経費	区側提案は、令和6年3月に示された国のデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額を踏まえたものであるが、当該補助金の補助上限額については、令和5年度に行われた「移行困難システム等に係る移行経費の調査について（照会）」（令和5年8月4日総行デ125号）による移行経費調査の結果に基づき措置されたものである。 令和6年度においても、同様の調査が行われており、当該調査結果に基づき補助上限額の増額の可能性があることから、現時点において、標準区経費の設定は時期尚早であると考える。 （第2回幹事会）	自治体システム標準化経費について、令和7年度に限り、臨時に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6 公共施設LED灯切替事業費	<p>区側提案は、令和6年度財調協議において都側が指摘した「特別区におけるLED化計画の有無、LED灯切替の未実施率」を考慮したものになっている。</p> <p>しかしながら、区の工事実績から設定した単価にはらつきが見られるほか、今年度の財調協議では、区側から「投資的経費の見直し」が提案されており、本提案との重複が懸念される。</p> <p>また、令和6年度財調協議において都側が指摘した「LED灯切替に伴う電力消費量の影響」については、どのようにして反映する想定か伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>公共施設LED灯切替事業費について、新規に算定する。なお、国の計画を踏まえ、令和7年度から令和12年度までに要する経費の臨時算定とする。また、全比例での算定とし、標準区経費は、令和5年度及び令和6年度における区の工事実績から単価を設定し、その単価に標準施設の実態面積とLED灯切替の未実施率を乗じて設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
7 テレワーク運営経費	<p>テレワークの実施形態によっては、職員の端末関係経費が算定されている「電子計算事務費」等との重複も考慮する必要があるが、標準区経費の検討に当たり、どのような整理をしているのか伺う。</p> <p>また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>テレワーク運営経費について、正式導入区数が令和6年度財調協議の11区から16区に増加したことを踏まえ、新規に算定する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は正式導入している各区実績の回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
8 安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）	<p>区側提案は、都補助が充当されるモデルを設定しているが、規模の設定に当たり、区独自で実施している補助の件数は含めるべきではないと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。</p> <p>事業モデルについては、区の補助実績と「東京都防犯設備維持管理経費補助金」及び「東京都防犯設備運用経費補助金」の補助対象経費上限額等により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
9 区議会事務局運営費	<p>区案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実することであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。</p> <p>また、議会総務費における「議会運営費」とのすみ分けを明確にする等、既存算定項目と重複しないよう内容を整理する必要があると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>区議会事務局運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
10 会計管理費（預金利子）		<p>会計管理費（預金利子）について、令和4年度財調協議において確認した3年に1度の見直しのタイミングとなったため、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11 ひとり親家庭等生活向上事業費	区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであり、概ね妥当であると考えるが、固定費割合の設定について精査が必要と考える。 (第2回幹事会)	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都ひとり親家庭等生活向上事業」における「子供の生活・学習支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
12 デジタルデバイド対策事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、普遍性がない事業が含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 (第2回幹事会)	デジタルデバイド対策事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
13 高次脳機能障害者支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、普遍的ではない経費が含まれているなど、精査が必要と考える。 また、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	高次脳機能障害者支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
14 重層的支援体制整備事業費	重層的支援体制整備事業は高齢、障害、子ども、生活困窮の4分野について、制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業を一体的に実施するものであるが、従来から実施している各分野の事業について、どのような影響を受けるのかを伺う。 また、従来から実施している事業については、既に算定されているものと理解しているが、本提案事業と関連する事業について伺う。 さらに、区側提案によると、令和5年度に重層的支援体制整備事業に移行している区は6区とのことであり、普遍性がない。そこで、令和6年度の状況や令和7年度以降の見通しについて伺う。 (第1回幹事会)	重層的支援体制整備事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「重層的支援体制整備事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
重層的支援体制整備事業費 (つづき)	<p>重層的支援体制整備事業への移行状況を確認した結果、令和7年度には15区が実施予定であり、また将来的に普遍的な事業となることは制度上も確認できた。</p> <p>ただし、重層的支援体制整備事業を単に現行算定に加えるという区側提案は妥当ではない。区側から、既存事業への影響として説明があったとおり、重層的支援体制整備事業へ移行した自治体は、既存事業としては実施しない形となる。そのため、標準区に重層的支援体制整備事業を算入するのであれば、財調上の関連事業を存置することは妥当ではない。関連事業について、重層的支援体制整備事業の経費積算の一部に組み替える形で整理すべきである。</p> <p>また、高齢分野の事業について、保険料負担部分を区負担として経費設定がされていることから、精査が必要である。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>従来は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野ごとの制度に基づいて行われる相談支援や地域づくりに対して補助金が交付されていたが、重層的支援体制整備事業に移行することにより、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に補助金の交付を受け、事業を執行することとなる。</p> <p>財調における関連事業は、高齢分野は老人福祉費（介護保険事業助成費）の一部、障害分野は社会福祉費（地域生活支援事業費）の一部、子ども分野は児童福祉費（地域子ども子育て支援事業費）の一部、生活困窮分野は社会福祉費（生活困窮者自立支援事業費）の一部である。</p> <p>次に、重層的支援体制整備事業への移行状況であるが、現時点で11区が移行しており、令和7年度には更に4区が移行する予定である。また、令和6年度時点で4区が重層的支援体制整備事業への移行準備事業を行っており、制度上、将来的に重層的支援体制整備事業に移行することから、本事業の普遍性が見込まれるものである。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	
15 心身障害者福祉手当支給費	<p>本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、区側提案で新規に算定とする対象は、いずれも都条例の支給対象に含まれていないことから、算定すべきではないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。なお、全比例での算定とし、23区平均による支給単価と回帰分析による件数により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
16 高齢者補聴器購入費助成事業費	<p>予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と65歳以上人口の規模により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
17 生活保護総務費 (医療扶助オンライン資格確認等運営負担金)	<p>本事業について、厚生労働省のホームページを確認したところ、「医療券等の送付や受け取り等のコスト・手間が軽減される」との記載があった。この記載を踏まえれば、生活保護総務費の通信運搬費等を合わせて調査し、経費に縮減の余地がないか確認すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は社会保険診療報酬支払基金から示された項目ごとの単価、各区の被保護者数等の事業モデルにより設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
生活保護総務費 (医療扶助オンライン資格確認等運営負担金) (つづき)	<p>今回の提案時に各区経費への影響を把握することが困難であることは承知した。ただし、事業効果としてコスト軽減が挙げられている以上、本事業が通信運搬費等へ与える影響について、将来的に調査し、結果に応じて見直しを検討すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>なお、区側提案については、社会保険診療報酬支払基金より示された単価等に基づくものであり、概ね妥当であると考えるが、対象者数の設定については、密度補正の影響を加味するなど、精査が必要と考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>本事業は令和6年4月から開始された事業であることから、現時点では各区の経費への影響について、確認することはできない。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	
18 ヤングケアラー支援事業費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、精査が必要と考える。また、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。</p> <p>さらに、議会総務費の職員研修費や外国人生活支援等事業費と重複する経費が含まれているため、これらの経費については経費設定から除外すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>ヤングケアラー支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
19 要支援児保育巡回支援専門員経費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定方法について精査が必要と考える。また、事業の性質上、個別に経費設定を行うのではなく、両施設を合わせて経費設定すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>要支援児保育巡回支援専門員経費について、新規に算定する。なお、保育所分については、回帰分析の結果を踏まえ全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と18歳未満人口の規模により設定する。また、放課後児童クラブ分については、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
20 地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費	<p>区側提案は地域型保育と私立認定こども園を対象にしたものであるが、前者は単位費用、後者は態容補正で捕捉しているものであり、算定方法の違いを考慮した経費設定を検討すべきである。次に、私立認定こども園については、令和6年度当初算定における補正対象区は19区であるが、本事業の実施区は5区と少数であり、普遍性がない。</p> <p>また、減収補填のスキームについても、各区でばらつきがあり、単に決算額をもとにした経費設定では、合理的かつ妥当な水準とは言えない。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21 高校生等医療費助成事業費	<p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時的一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。</p> <p>昨年度の協議でも申し上げたとおり、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であることから、区側提案は妥当ではないと考えている。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>高校生等医療費助成事業費について、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、令和7年度まで臨時の算定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
22 放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にはばらつきがある。経費設定に当たっては、医療的ケア児の受入施設数を考慮するなど、精査が必要と考える。</p> <p>また、放課後児童クラブ分については、現行の標準区経費において、直営や委託といった運営形態に応じた算定をしていることを踏まえ、それを考慮した経費設定を行う必要があると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、新規に算定する。なお、区立保育所分・放課後児童クラブ分とともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
23 国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）	<p>平成30年度財調協議で国民健康保険制度改革を反映させた際、法定内線出金を標準算定としたところであるが、本経費は法定内線出金に該当するか区側の見解を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ6年計画とし、毎年6分の1ずつ算定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
24 【投資】放課後児童クラブ新設費	<p>本事業は将来的かつ一時的な需要であり、またその実施規模も未確定であることから、本来標準区経費に馴染まない経費であると考える。一方で、放課後児童クラブの待機児童対策の重要性は都としても理解しており、本提案について前向きに検討したいと考えている。</p> <p>まず、区側提案は3か年分の経費を対象としたものであるが、将来的な需要であり、実施規模が未確定である点を踏まえ、今回の協議では令和7年度分のみを対象とすることとし、令和8年度分以降については、次年度以降の財調協議で改めて議論すべきと考える。</p> <p>次に、増加が見込まれる定員数をもとに経費設定をしているが、どのような方法で定員数を見込んでいるのかを伺う。</p> <p>また、一人当たりの決算単価については、設定に用いた各区の実績を確認すると、施設の確保に当たって、経費が発生していない事例があるため、経費設定に当たってはこの点を考慮すべきである。加えて、各区において過去に整備した施設と令和7年度以降に整備を予定している施設における一人当たり面積に乖離があるため、それらを考慮した経費設定を行うべきである。</p> <p>なお、整備予定施設の一人当たり面積には、各区でばらつきが見られるため、精査が必要である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>放課後児童クラブ新設費について、3か年分の経費を一括して臨時に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は令和7年度から9年度までに増加が見込まれる定員数と令和元年度から5年度までの決算により算出した一人当たりの決算単価により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
25 障害者就労支援事業費	<p>本事業のコーディネーターの配置人数については「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づき設定すべきと考える。また、同要領では障害者就労支援センター1施設当たりとして、配置人数が設定されているが、各区における施設は概ね1施設となっていることから、測定単位の数値に連動しない全固定による算定とすべきと考える。</p> <p>また、単価についても「区市町村障害者就労支援事業補助金取扱要領」における最新単価を用いるべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>障害者就労支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
26 介護人材確保等対策事業費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、具体的な事業内容が精査されておらず、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>介護人材確保等対策事業費について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27 指導検査事業費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、実施区平均による経費設定では妥当性に欠けると考える。また、社会福祉法人に関する経費について、需用費を廃止し、委託料で算定することとしているが、各区の実態を踏まえ、引き続き需用費として算定することが適切と考える。</p> <p>さらに、保育施設等に関する経費のうち、幼稚園を対象とした部分については、切り分けを行った上で、教育費で算定すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>社会福祉法人に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、特別区の実態を踏まえ算定を充実するとともに、保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について新規に算定する。なお、社会福祉法人分・保育施設等分とともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
28 子ども医療費助成事業費	<p>区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきとの内容である。</p> <p>この見直しについては、これまで複数回にわたり、区側から提案がされているが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。</p> <p>今回、区側から「少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくもの」との発言があった。</p> <p>都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すこととした。</p> <p>そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいと考えている。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>本事業における医療費助成は、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っている。</p> <p>一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離している。</p> <p>所得制限や自己負担金の撤廃については、これまで都区内で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっている。</p> <p>今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所得制限等の撤廃を提案する。</p> <p>国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標である令和5年の「合計特殊出生率」は全国で1.20と過去最低となつたが、東京都は都道府県別で最も低い0.99という状況にある。とりわけ、区部では更に低く、全国の市区町村別にみた合計特殊出生率の下位20自治体のなかに6区が入っており、今後、少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくものと考える。</p> <p>こうした状況の変化はもとより、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、本件については、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29 放課後児童クラブ事業費	<p>区側提案を確認したが、過大な経費が多数含まれていることや、一部の項目において経費が適切に計上されていないこと等、全般的に精査が不足しており、妥当性が判断できない。</p> <p>また、放課後児童クラブに関する経費については、今年度の財調協議において、別事業としても提案がされており、一部の経費が重複しているため、妥当ではない。</p> <p>さらに、区側提案は報酬等を据え置きとしている一方で、直営の施設数は減少傾向にあることを踏まえれば、報酬等についても合わせて見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>放課後児童クラブ事業費について、各区の実態を踏まえ算定を充実する。なお、直営施設については、施設数及び施設面積を踏まえ全比例により算定し、それ以外の施設については、回帰分析の結果を踏まえ一部固定により算定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
30 利用者負担（保育所等）		<p>保育所及び認定こども園等の利用者負担の算定について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
31 私立保育所施設型給付費等		<p>公定価格の見直しによる4歳以上児配置改善加算の創設に伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
32 生活困窮者自立支援事業費	<p>現行の標準区経費の設定方法について、対象となる補助金のうち半数を超えるメニューのみを積算の対象としているが、今回の提案において、全事業を積算に含める方法に変更している。また、現行では前年度国庫内示額を用いた経費設定を行っているが、前々年度補助実績額を用いて経費設定をする方法に改めることとしている。</p> <p>これらについて、現行の経費設定方法から変更する理由を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>生活困窮者自立支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実・改善する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者就労準備支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
生活困窮者自立支援事業費 (つづき)	現行の経費設定方法について妥当であると考えているが、区の考えも理解できるものである。ただし、経費設定について一部精査が必要であり、また、本件を合意した場合、社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部と経費の重複が発生するため、当該経費は廃止すべきと考える。 (第2回幹事会)	本事業は区側提案により算入したものであるが、当時の考え方として、事業開始当初であり各区が今後どの様に事業を実施していくか不明瞭な部分があったため、個別のメニューに着目し、個々に普遍性を判断する形で経費設定を行い、提案を行った。一方、事業開始から時間が経過し、「生活困窮者自立支援」という事業目的のもと、各区がその必要に応じて、個々の事業を実施している状況が定着している。それらの事業は全て、「生活困窮者自立支援」という目的のために実施しているものであることから、普遍性の判断として、個々の事業に着目するのではなく、全体として判断することが妥当であると整理したものである。 次に、内示額から実績額に変更した理由であるが、事業開始当初は各区の事業拡大傾向を迅速に反映するため、内示額での経費設定には一定の合理性があったものと考えている。しかし、内示額では、追加内示額が反映されていない場合や、未執行経費が発生している場合等、実績との乖離が生じることがある。そのため、事業開始から一定の時間が経過している、現時点においては、実績額で経費設定することが妥当であると考えるものである。 (第2回幹事会)	
33 精神障害者退院後支援事業費	調査結果のうち、精神保健福祉士を新規に雇用せず既存の人員で対応している区が9区ある。また、特財として地域生活支援事業費の補助を受けている区もあり、既算定事業との重複を確認・解消すべきと考えるが区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	精神障害者退院後支援事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、精神保健福祉士の報酬及び人数により設定する。 (第1回幹事会)	
34 予防接種助成事業費（男性H P V）	予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。 なお、令和6年度財調協議の「予防接種助成事業費（帯状疱疹ワクチン）」において、都から「国において定期接種化が検討されており、帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点、定期接種化までの措置として都が補助事業を実施している点を考慮すべきと都も一定程度理解している」と発言し、任意接種の算定に関して、例外的に合意した。そこで、男性H P Vワクチンの状況を伺う。 (第2回幹事会)	予防接種助成事業費（男性H P V）について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、令和7年度予算見込における、各ワクチンの単価、接種率及び接種者数の平均等により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35 予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）	令和5年度財調協議で法定接種化の予定を確認できなかったことから不調となっているが、状況に変化があったのか伺う。 また、接種対象者を18歳以下に設定した理由を伺う。 (第2回幹事会)	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、令和7年度予算見込における、単価、接種率及び接種者数の平均等により設定する。 (第1回幹事会)	
		現時点では、法定接種化の予定がないことに変わりはない。平成24年度及び令和5年度財調協議時の都側の考え方を認識しているが、本事業は、今年度より都において子育て支援の観点から「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」が実施されてことから、従前より助成していた区に加え、今年度より新たに10区が助成を開始し、全区で実施している。都知事が令和6年第2回定例会の所信表明でも「未来の担い手を大切に育むチルドレンファーストの社会の実現、それは都政における最重点の課題」と述べており、本補助事業は都が特に推進している子育て施策の一環であることから、都の補助事業は今後も引き続き実施していくものであり、各区の助成事業についても、同様に継続的に実施されるものと考える。これらの点を踏まえると本事業は、普遍性及びあるべき需要の観点から財調上算定すべき事業である。 また、都補助基準で事業を実施しているのは4区のみのところ、「生後6か月から18歳以下」が9区及び「生後6か月から15歳以下」が10区であったため、こうした特別区の実態等を踏まえ、18歳以下の範囲をもって、標準区を設定した。 (第2回幹事会)	
36 予防接種費（新型コロナウイルス）	令和6年度については国から「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」として、接種1回あたり8,300円を助成するとしているが、区案における特定財源の設定方法について伺う。 (第2回幹事会)	令和6年10月より定期予防接種を開始した新型コロナウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費については、接種率は特別区の想定接種率により、単価は三者協単価により、それぞれ設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37 予防接種費（五種混合）	平成30年度財調協議における「予防接種費（接種率等）」において、「今後新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率等で設定し、1年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直すことを原則」とし、都区合意している。今回の区側提案は、都区合意した見直し方法と異なる方法で、経費設定しているが、その理由について伺う。 (第2回幹事会)	令和6年4月より定期予防接種を開始した五種混合ワクチンに係る経費の新規算定並びに四種混合ワクチン及びヒブワクチンに係る経費の算定を改善する。なお、全比例での算定とし、接種率等は平成25年度財調協議における四種混合ワクチン新規算定期をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
38 乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）	屈折検査機器は、法定耐用年数に基づき8年と設定しているが、プリンターも同様に法定耐用年数を基に設定すべきと考える。また、看護師の単価等について、他検査に従事している職員が含まれているため、精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、検査機器であるスポットビジョンスクリーナーの導入台数及び医療職の配置人数により設定する。 (第1回幹事会)	
39 心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）	本事業は、過去の財調協議において、都側から各区の偏在性等にも着目すべきとして不調となっているが、偏在性等について、状況の変化があったのか伺う。 (第2回幹事会)	心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、歯科診療所を半日開所としている算定を改定し、開所時間数により設定する。 (第1回幹事会)	
		本件は、平成4年度の新規算定以降、見直しがなされておらず、現行算定と区の実態とで乖離が発生しているものである。 偏在性等の状況については、過去の財調協議時点と比較しても大きな変化はない。しかし、現行算定では、特別区全体での充足率が不足している。 かつ、今後偏在性が解消するという見通しもないことから、今回改めて提案したものである。 今回の提案に当たっては、都側の指摘も踏まえ、偏在性等の観点から、態容補正での算定も検討したが、偏在性を補正するための指標が明確ではない点等を踏まえ、見送っている。 その上で、今回の経費設定については、単に決算で経費設定するのではなく、各区の実績を踏まえたモデルにより、標準区経費を設定したものである。 (第2回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40 環境施策推進費 (低炭素型社会推進費)	都において、令和6年度から「区市町村との連携による環境政策加速化事業」が実施されており、本補助事業を標準区経費において設定する必要があると考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	低炭素型社会推進費における太陽光発電システム導入補助等の各補助金の単価及び件数について、特別区の実態を踏まえ算定を充実する。また、新規に蓄電システム及びLED照明に対する補助メニューを追加する。なお、全比例による算定とし、標準区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、各補助メニューの補助単価と件数により設定する。 (第1回幹事会)	
41 予防接種費（子宮頸がん）	区側提案は、接種率について、新規算定後1か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	予防接種費（子宮頸がん）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和5年度実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
42 予防接種費（ロタウイルス）	区側提案は、接種率について、新規算定後3か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられる。 なお、令和3年度財調協議において、「接種率を3か年度の実績が判明した段階で見直す際に、事務費についても改めて見直すこと」としているが、事務費の具体的な設定方法について伺う。 (第2回幹事会)	予防接種費（ロタウイルス）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度から5年度実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	
43 【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）	標準区経費の設定方法については、令和5年度財調協議における「決算額のみに着目し、標準区経費を設定している区案は妥当ではない」とした都の考えを踏まえたものであり、妥当であると考える。 ただし、委託における時間単価については、各区の経費にばらつきがあることから、精査する必要があると考える。 なお、算定の簡素合理化を進めている中、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、新たな態容補正が必要と考える理由を伺う。 (第2回幹事会)	環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、巡回指導における人数、巡回時間及び時間単価等により設定する。また昼間人口において高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
44 【態容補正】資源回収事業費（委託料）	令和6年度財調協議における区側提案は、標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を、製品プラスチックに係る経費とあわせて、態容補正で実額による算定とする提案であった。令和6年度財調協議では、「単に発生した経費の実額をそのまま算定する区案は妥当ではない」、「標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を補正化するのであれば、容器包装プラスチック以外の資源回収に係る経費も、標準区経費としての設定が妥当であるのか検証が必要」との考えを示した。改めて、今回の区側提案について、令和6年度財調協議の協議内容を踏まえたものとなっているか伺う。 (第2回幹事会)	資源回収事業費のうち、製品プラスチックに係る資源化経費について、各区の実態を踏まえ、態容補正により新規に算定する。 (第1回幹事会)	
45 最終処分委託料	埋立処分委託料は、令和5年4月にも改定が行われており、令和6年度財調協議において、清掃費全体の見直しの中で埋立処分委託料の改定も反映したところである。改めて、令和6年4月に改定が行われた経緯について伺う。 (第2回幹事会)	最終処分委託料について、令和6年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、算定を改善する。なお、改定内容を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は埋立処分委託料の新単価と令和4年度埋立実績量により設定する。 (第1回幹事会)	
46 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定の方法について精査が必要と考える。 (第2回幹事会)	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は決算の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
47 地域公共交通会議運営費	各区の決算を確認すると、経費が発生しない区が一部存在するが、その理由について伺う。 (第2回幹事会)	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ全固定での算定とし、標準区経費は報酬単価、委員数及び会議回数の各区の平均に基づき設定する。 (第1回幹事会)	
48 交通災害対策費（自転車走行空間整備事業費）	自転車走行空間整備事業については、多くの区が事業計画を策定し実施しており、一定程度の普遍性を確認することができた。 一方、標準区経費について、区側提案は、決算額のみに着目し経費設定を行っている。本事業については新規整備を内容とするものであるため、標準区経費の設定に当たっては、事業完了年度や総事業規模等を踏まえた内容にすべきと考える。 (第2回幹事会)	自転車走行空間整備事業費について、新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ全比例での算定とし、標準区経費は道路面積1m ² 当たり経費と道路面積の規模により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
49 建築行政費	<p>区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、一部の経費については、区間のばらつきが大きいため精査が必要と考える。</p> <p>また、固定費割合については、現行の設定を踏襲しているが、特別区の実態を踏まえた経費全体の見直し提案であれば、固定費割合の変更の必要性も検討すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>建築行政費について、特別区の実態を踏まえ、報酬を除いた経費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、現在算定されている事業費については、現行通りの固定費割合で算定し、新たに設定する経費については全比例により算定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
50 放置自転車等対策事業費	<p>区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、一部の経費については、区間のばらつきが大きいため精査が必要と考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>放置自転車等対策事業費について、放置自転車撤去台数が減少している実態を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>本事業においては、近年、放置自転車の撤去に加え、放置禁止区域内での指導を強化する等、放置自転車対策を充実させていることから事業費が増加している。一方で、対策の充実に伴い、放置自転車数が減少しており、放置自転車数と連動する特定財源について、縮減の見直しを提案するものである。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
51 【単位費用】【態容補正】都市計画事務費(都市整備調査委託)	<p>令和2年度財調協議において、「区で行っているまちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査委託で算定していること」を都区で確認したところであるが、今回の区側提案にあたり、その認識に変更がないか伺う。</p> <p>また、「都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等」の助成目的・内容について伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>都市計画事務のうち、都市整備調査委託に係る経費について算定を充実し、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等について、態容補正により新規に算定する。なお、都市整備調査委託経費については、回帰分析による結果を踏まえ全固定による算定とし、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等については、前年度実績を加算する態容補正を設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
52 【態容補正】自転車駐車場維持管理費	区側提案は、指定管理者制度を導入している駐輪場以外の決算額をもとに経費設定しているが、一部の区では、指定管理者制度の導入を積極的に進めている。事実、制度導入済の駐輪場と未導入の駐輪場に係る全体面積を比較すると概ね同規模となっているため、経費設定に当たっては、制度導入済の駐輪場に係る決算額も加味する必要があると考える。併せて、決算額については、区間のばらつきが大きいため精査を行うとともに、過去の協議結果も踏まえて経費設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	自転車駐車場維持管理費について、自転車乗入台数の減少を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、態容補正の算定を改善する。 なお、本提案は令和6年度財調協議で不調となった案件と同趣旨のものである。その際、都側から近年のテレワーク実施率の状況を踏まえると、単年度決算のみで経費を設定することは妥当ではないとの言及があった。 そこで、都が実施する「テレワーク実施率調査結果」を参考に、近年のテレワーク実施率とそれに対応する年度の各区決算額について改めて分析を行ったところ、強い相関は見られなかった。また、近年の各区の決算についても、大きな変化はなく平準化されていることが確認できたため、今回、複数年度の決算をもとに経費を設定した。 (第1回幹事会)	
53 【小・中学校費】学校運営費（学習状況調査費）	令和4年度財調協議において、国が小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施する調査と区が独自に行う調査は同一の目的であると判断しているところであるが、改めて国と区の調査目的の違いを伺う。 (第2回幹事会)	学習状況調査費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
54 【小・中学校費】学校職員費（区費非常勤栄養職員）	食物アレルギーを有する児童・生徒の増加や、「学校給食における食物アレルギー対応指針」などを踏まえた、学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識している。 一方で、栄養教諭等については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、学校における標準的な配置人数が設定されている。 具体的には、児童又は生徒数550人以上の学校に1人配置、549人以下の学校は4校に1人配置となっている。 この点については、平成26年度財調協議や令和5年度財調協議においても述べたところであるが、区側提案は同法を踏まえた提案となっているのか、区側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	完全給食単独実施校について、栄養職員を含む栄養教諭等が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置しているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。 統計によれば、令和5年度の食物アレルギーを有する児童・生徒は区部で約2万人、1校当たり平均17人となっており、10年前と比較して2倍に増加している。 平成24年に都内公立小学校で発生した食物アレルギーを有する児童の死亡事故を受け、文部科学省が平成27年に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とするところである。 こうした中で、栄養教諭等については、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点から、各校1名配置が必要と考える。 普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55 【小・中学校費】 学校給食費保護者負担軽減事業費	学校給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減の必要性を踏まえ、令和6年度より「東京都公立学校給食費負担軽減事業」を開始したところである。区側提案は当該都補助事業の交付申請の考え方と沿った内容としているが、算定額が都補助の水準を上回っており、経費設定の方法について精査する必要がある。 (第2回幹事会)	学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都公立学校給食費負担軽減事業」における交付申請等を踏まえ、1食当たり保護者負担軽減額、対象児童数及び給食実施日数により設定する。 (第1回幹事会)	
56 コミュニティスクール運営費	区側提案は、平成30年度財調協議の結果を踏まえ、コミュニティスクールのみの経費として提案がされているが、コミュニティスクール以外の経費が一部含まれるなど、標準区経費の精査が必要である。 なお、区側提案では、令和6年度財調協議において合意した「地域学校協働活動推進事業費」と関連があるものとして、本事業における測定単位を「地域学校協働活動推進事業費」と同様の「児童生徒数」として提案がなされている。しかし、学校運営協議会の設置場所は、基本的に学校単位となることから、小学校費、中学校費とともに測定単位を学校数とすることが妥当であると考える。 (第2回幹事会)	コミュニティスクール運営費について、新規に算定する。コミュニティスクールとは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校運営協議会を設置している学校のことをいい、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を目指すものである。 なお、全比例での算定とし、標準区経費のうち報酬については、報酬単価、委員数及び年間実施回数の実施区平均により設定し、需用費については、児童生徒数1人当たり経費と児童生徒数の規模により設定する。 (第1回幹事会)	
57 私立幼稚園要支援児対応経費	私立幼稚園が実施する障害児の受け入れに対しては、既に私学助成等による運営費補助がされている。区側提案は、要支援児の受け入れに対する経費としているが、私学助成等による運営費補助の趣旨と同様のものであり、各区が上乗せで補助を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものと考える。 (第2回幹事会)	私立幼稚園要支援児対応経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
58 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	本事業については、これまで複数回にわたり区側から提案がされているものである。 今回の区側提案についても、これまでの協議で述べてきたとおり、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 (第2回幹事会)	私立幼稚園（新制度未移行園）等に通う園児の保護者における経済的な負担を軽減し、公・私立幼稚園間の負担格差の是正を図るために実施している区単独の保育料補助及び入園料補助について、新規に算定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
59 電子書籍サービス事業費	<p>本事業は、現行算定している図書館管理費と関連する事業と考えられ、新規事業ではなく、図書館管理費の中で算定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>また、標準区経費の設定において、実施区のみの平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>電子書籍サービス事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
60 パラスポーツ推進事業費	<p>本事業について、各区の実施状況から、事業自体の普遍性は確認ができたが、各区の決算額にはばらつきがある。また、標準区経費の設定において、実施区のみの平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
61 【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費）	<p>本事業は、令和3年度財調協議において国の補助制度に基づく単価等により、標準区経費を設定している。区案は、国のG I G Aスクール構想第2期における制度改革を踏まえた暫定的な対応として、経費設定を新たな国補助上限額に更新するものであり、妥当な単価であると考える。</p> <p>なお、同制度改革に伴い、児童生徒に一人一台を配備する台数に加え、予備機を15%以内とするという方針が示された。</p> <p>この点について、方針は15%以内となっているが、最大値である15%として経費設定をした理由を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>児童・生徒一人一台の教育用コンピュータ整備費について、算定を充実する。なお、国のG I G Aスクール構想第2期における制度改革を踏まえた暫定対応とし、標準区経費は改正後の国補助上限を踏まえて設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
62 【小・中学校費】 学校運営費（自動車借上等）	<p>区案は、改定時期を踏まえ、令和6年度決算見込額を使用し、標準区経費を設定しているが、決算見込額では妥当性に欠けると考える。契約額で経費設定を行うなど、精査が必要である。</p> <p>また、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるため、標準区経費の精査が必要である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>学校運営費の自動車借上等に係る経費について、令和5年8月に施行された国土交通省の貸切バス公示運賃改定を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
63 【小・中学校費】 学校職員費（スクールカウンセラー報酬）	<p>本事業は、平成29年度財調協議においても区側より提案がなされ、協議不調となった事業であるが、前回の提案から変更した点を伺う。</p> <p>また、前回の協議でも述べたとおり、区立小・中学校のスクールカウンセラーについては、都費負担により全校分の配置をしていることから、都の配置を超える経費については、各区が政策的な判断で行っているもので、基準財政需要額として算定すべきではないと考えているが、都費による配置状況に変化があったのかを伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>小学校費の学校職員費のスクールカウンセラーに係る経費について、配置校数を全校とし、算定を充実するとともに、中学校に係るスクールカウンセラーの配置経費を新規に算定する。なお、全比例での算定とし、報酬月額は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
64 【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	<p>区側提案は、部活動指導員を単独で見直す提案となっているが、令和4年度財調協議において述べたとおり、業務内容が類似している部活動講師の活用状況も確認する必要があると考える。</p> <p>なお、部活動指導員の経費設定に当たっては、都の補助事業が実施されており、この都補助単価が合理的かつ妥当な水準であると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>部活動指導員報酬に係る経費について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
65 教育相談事業費（いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）	<p>いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員については、不登校児童・生徒数が増加している状況を踏まえ、見直しは妥当と考える。</p> <p>なお、標準区経費の設定方法については、実施区のみの平均や回帰分析としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>教育相談事業費のいじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員に係る経費について、算定を充実する。なお、一部固定とし、報酬月額は実施区平均により、人数は回帰分析により、それぞれ設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
66 音楽鑑賞教室	<p>本事業は、昭和54年に財調算定されてから、長らく見直されていない事業であり、平成30年度財調協議において、区側から見直し提案がなされたが、協議不調となった事業である。そこで、平成30年度財調協議以降において、状況の変化があったかを伺う。</p> <p>また、区案は、令和4年度及び令和5年度の決算平均を使用し、標準区経費を設定しているが、実施区のみの平均としていることや各区の実施状況にばらつきが見られ、精査が必要と考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>音楽鑑賞教室に係る経費について、算定を充実する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は音楽以外の芸術鑑賞も含めた経費の実施区平均により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
67 放課後子ども教室 推進事業費	本事業について、区側から繰り返し提案がある事業ではあるが、過去の協議でも述べているとおり、都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考える。 (第2回幹事会)	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
68 スポーツ推進計画 策定経費	区側提案は、計画策定期間を現行算定の10年計画から5年計画へ見直すこととしているが、その理由について区側の見解を伺う。 また、標準区経費の設定方法については、計画策定区のみの決算平均を取っていることなどから、精査が必要であると考える。さらに、策定委員会に要する経費について、各区の歳出合計から割り返して報酬単価を設定しているが、各区の実績を踏まえ設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	スポーツ推進計画の策定に係る経費について、算定を充実する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は計画策定区の平均により設定する。また、各区の実態を踏まえ5年計画とし、毎年5分の1ずつ算定する。 (第1回幹事会)	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費	<p>現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化している。</p> <p>こうした東京の都市課題を共有し、共に学び合う場として、今年度はこれまでに2回、「都区連携の勉強会」を開催し、各区長と都の副知事等とが議論を交わしたところである。</p> <p>都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。</p> <p>区側からは、「将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案」する旨発言があった。</p> <p>まずは、具体的にどのような経費を基準財政需要額として算入することを想定しているのか、区側の見解を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>特別区は、首都直下地震への備えなど、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、取り組むべき課題が山積している。</p> <p>このような課題への取組には、非常に長い時間と多額の費用を要することとなり、将来を見据え、中長期にわたり安定的・継続的に取り組んでいく必要があり、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠である。</p> <p>このため、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案する。</p> <p>具体的には、「TOKYO強靭化プロジェクト」などを踏まえた災害対応等経費、「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」などを踏まえた少子化対策経費、「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえた脱炭素関係経費を提案する。</p> <p>今年度、2回にわたり、「防災」や「DX」をテーマとして、都区で連携していくための勉強会が開催されており、様々な課題に対して、都区で連携して取り組む必要性については認識が一致しているものと考えているので、是非、前向きな検討をよろしくお願いする。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
2	勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し	<p>地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。今回の区側提案では、勤勉手当の反映と併せて、今年度、区側で実施した調査に基づく報酬単価の設定や、通勤手当の引き上げによる報酬月額の見直しを行っているが、その理由について伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、報酬額に勤勉手当を反映させるとともに、勤勉手当等の基礎となる報酬月額について、特別区の実態を踏まえ見直しを行い、算定を改善する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
3	定年延長制度施行に伴う標準給の見直し	<p>定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳を超えて定年まで任用される職員が発生しており、反映が必要なことは、都側としても認識しているが、具体的にどのように財調に反映させるのか伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>「国家公務員法等の一部を改正する法律」の施行による定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳に達した職員の給与水準が新たに設定されたため、標準給に定年延長制度施行による影響を反映し、算定を改善する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）	<p>投資的経費については、平成25年度財調協議で全体的な見直しを行って以来、大きな見直しを行えていないため、都側としても、現下の社会・経済状況や各区の実態等を踏まえた見直しの必要性を認識している。</p> <p>令和5年度財調協議において、投資的経費の見直しに関する区側提案がなされたが、標準事業規模や単価設定の方法等について、検証が不足しているという課題を都から提示し、全体的な見直しは不調となっている。</p> <p>今回の区側提案は、令和5年度財調協議の結果等を踏まえ、需要費全体を検証した上で、取りまとめたものとのことである。</p> <p>そこでまず、区側提案における改築単価の設定方法について、都の見解を申し上げる。</p> <p>区側は、改築単価について、「標準建物予算単価」を用いた現行モデルと比較し、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととしているが、3つの理由から妥当ではないと考えている。</p> <p>まず、単価設定に用いている各区工事実績の決算額について、1m²当たりの単価を確認すると、一例ではあるが、公衆便所の外構工事費は4万円から1,123万円と、約281倍もの開きがある。本事例以外についても、工事ごとの決算額にはばらつきがあるため、これらの単価差の検証および精査がされていないデータを基にした区案は妥当ではない。</p> <p>次に、区案は決算を基礎とした単価に、今後見込まれる需要として、週休2日対応費などの補正を乗じることとしている。各区では既に週休2日に対応した工事を実施しており、決算額もそれを踏まえた金額となっているため、決算額と補正で内容が重複している。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>投資的経費の建築工事単価については、東日本大震災後の工事費の高騰等が反映できていないことから、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっている。</p> <p>今年度の区側提案は、過去の協議における都側の意見や、令和5年度財調協議の結果を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものである。</p> <p>第一に、標準事業規模については、令和5年度財調協議にて、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%となっていることから、充足しているとして提案を見送った。今回、改めて費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足していることが確認できた。個別に検証しても大幅な乖離は見られないことから、今回も提案を見送るものとしている。</p> <p>第二に、年度事業量のうち、学校の校舎については、各区の長寿命化計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案する。</p> <p>また、改修の回数については、20年目に1回目的大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目的大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定している。</p> <p>なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方針等にはばらつきがあること、国から示されている客観的なモデルがないこと、前回の協議時から大きな状況の変化が見られないこと等から、今後の状況を踏まえて再度検討するものとして、現行の年度事業量の設定を据え置く。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）（つづき）	<p>最後に、区案では単価設定に、各区の実態である決算額を用いることとしている一方、年度事業量は実態ではなく、長寿命化を導入するとしている学校校舎を除き、現行の設定である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等による数値で据え置くこととしている。</p> <p>この点について、決算額を用いるのであれば、各施設の実際の供用年数も考慮すべきと考える。事実、区の調査結果を確認すると、省令の耐用年数を超えて供用している施設が多数存在しており、それらを踏まえた単価設定としなければ、過大な算定に成りかねない。</p> <p>以上より、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>第三に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととする。令和5年度財調協議にて、都側から、「改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要があると考える」との発言があった。それを受け、現行算定のベースとなっている「平成25年度用東京都標準建物予算単価」における単価を、令和7年度用のものに更新し、現行モデルの検証を行ったところ、校舎における1m²当たりの単価について、決算単価と現行モデル単価の間に10万円以上の乖離が生じていることから、改めて各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案する。さらに、今後見込まれる需要として、資材価格等の急激な高騰を見込んだ補正である特別補正費、週休2日対応費、ZEB（ゼブ）化費用を掛け合わせた21.1%を決算単価に上乗せして提案する。また、改修単価については、学校の校舎は、文科省のモデル等を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすること、また、その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和6年度までの東京都標準建物予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、東京都標準建物予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。</p> <p>施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）（つづき）	<p>区側から、「現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない」との発言があった。</p> <p>都としては、今回区側が示した「標準建物予算単価」を用いた単価モデルの検証結果をもとに、これを改良して見直すべきとの観点から、次回見解を示す。</p> <p>また、今回述べた単価以外に関する区側提案の内容については、令和5年度財調協議で提起した課題に対し、一定の検証がなされたものと認識をしているが、十分な水準には至っていないと考えている。この点についても、次回以降、都側の考え方を示す。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都側から、現行モデルを改良する形で議論することについて提案があった。</p> <p>繰り返しになるが、区側としては、特別区の実態を表しているのが、各区の工事実績における決算単価と考えている。このため、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価による見直しが、妥当な設定であると考えている。</p> <p>また、経費のばらつきについて発言があったが、経費が計上されている以上、金額の多寡に関わらず、財調に反映すべき特別区の実態であり、積算の基礎とするのは当然と考えている。</p> <p>一方、現行の建築工事単価は特別区の実態と大幅な乖離が生じており、見直しが急務となっている。</p> <p>都区双方で見直しの必要性を認識しており、議論を円滑に進める観点から、次回以降、現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
5	労務単価上昇への対応経費	<p>現在財調算定されている委託料については、公共工事設計労務単価が直接影響するものだけでなく、窓口委託や業務補助委託、システム保守等、様々な経費が含まれている。</p> <p>そのため、委託料については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。</p> <p>事実、今回の提案で区が示した「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」の指数と、委託料にかかる財調上の物騰率の指数を比較しても、大きな差はない。</p> <p>また、区側提案は、現在財調算定されている委託料全額に対し、労務単価上昇を踏まえた加算を行うのみで、労務単価上昇が与える財調上の影響について、詳細に分析できておらず、現時点で見直しの必要性を判断することはできない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>「厚生労働省毎月勤労統計調査」によると、近年、労務単価の上昇が見られ、特別区の行財政運営にも影響を与えている。</p> <p>そのため、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、委託料について、通常の物騰率の適用に加え、労務単価の上昇を踏まえた一定の加算を行うことを求める。</p> <p>具体的には、「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」と通常の物騰率における指数の差を臨時に加算する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	特別交付金	<p>特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。</p> <p>近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。次に、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があった。</p> <p>特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えている。なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。</p> <p>また、区側から示された、「算定項目『C一イ』に係る精算基準の見直し」については、次回、都側の見解を述べさせていただく。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。</p> <p>現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものである。法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況である。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げる求めること。</p> <p>2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてである。</p> <p>第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまで財調協議により、都区で合意したルールに基づいて運用されてきたものと認識している。そのため、改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区で合意の上、改正が行われるという認識だが、都側の見解を伺う。</p> <p>(つづきあり)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)		<p>次に、算定項目「C－イ」に係る精算基準の見直しについてである。論点メモをご覧いただきたい。</p> <p>算定項目「C－イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法は、財調単価による算定もしくは実績額による算定のいずれか少ない額となっている。このうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものは、実績額による算定の場合にのみ精算されることとなっており、財調単価による算定の場合には、実施されていない。昨今、各区において、建築資材の高騰等に伴い当初より工事費が増加する案件が発生していることから、工事費増に係る部分について、実績額による算定と同様に財調単価による算定の場合でも対応していく必要があると考える。そこで、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを提案する。なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	都市計画交付金	<p>第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。</p> <p>そのため、都はこれまで、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。</p> <p>今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。</p> <p>近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は、令和5年度は7.2%となっており、年々低下し続けている。</p> <p>さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にある。</p> <p>今後も市街地再開発事業の進展を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額200億円では、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。</p> <p>区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。</p> <p>また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めていたが、応じていただけていない。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。</p> <p>平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えるため、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	